

自 令和 4 年 3 月 8 日

至 令和 4 年 3 月 23 日

第 1 回 和木町議会定例会

令和 4 年第 1 回和木町議会定例会

（令和 4 年 3 月 8 日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 1 号

例月現金出納検査の結果について

2. 報告第 2 号

令和 3 年度和木町一般会計補正予算（第 10 号）に関する専決処分について

3. 報告第 3 号

令和 3 年度和木町一般会計補正予算（第 11 号）に関する専決処分について

4. 諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

5. 議案第 1 号

令和 3 年度和木町一般会計補正予算（第 12 号）

6. 議案第 2 号

令和 3 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

7. 議案第 3 号

令和 3 年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

8. 議案第 4 号

令和 3 年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

9. 議案第 5 号

令和 3 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

１０．議案第 ６号

令和３年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第２号)

１１．議案第 ７号

和木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する
条例について

１２．議案第 ８号

和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

１３．議案第 ９号

和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正
する条例について

１４．議案第１０号

和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

１５．議案第１１号

和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例につい
て

１６．議案第１２号

令和４年度和木町一般会計予算

１７．議案第１３号

令和４年度和木町国民健康保険特別会計予算

１８．議案第１４号

令和４年度和木町簡易水道事業特別会計予算

１９．議案第１５号

令和４年度和木町公共下水道事業特別会計予算

２０．議案第１６号

令和４年度和木町介護保険特別会計予算

２１．議案第１７号

令和４年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

２２．議案第１８号

和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定同意について

２３．議案第１９号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

２４．議案第２０号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

２５．議案第２１号

岩国地区消防組規約の変更に関する協議について

２６．発議第 １号

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	中 村 充 子	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	灰 岡 裕 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	鳥 枝 靖	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	坂 本 啓 三	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	森 本 康 正	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

令和4年第1回（3月）定例会

開 会 9時 00分

議 長 和木町広報係及び中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可
願いが出ておりますので、これを許可いたします。

また携帯電話をお持ちの方は電源をオフにされるようお願い
いたします。

議 長 ただいまから、令和4年第1回和木町議会定例会を開会しま
す。

これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定に
より、1番議員 津島宏保君、10番議員 灰岡裕美君を指名
します。

議 長 日程第2 諸般の報告を行います。

お手元に諸般の報告として配布してありますのでご了承願
います。

次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催され
ましたので、その結果を委員長から報告願います。

議会運営委員会委員長 栗本詠子君。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

町長から3月8日に議会が招集されたことに伴い、3月1日
及び2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について
次のとおり申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております案件は、報告3件、諮問1件、
議案21件、発議1件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に、報告第2
号と第3号、諮問第1号、議案第1号から議案第21号、発議

令和4年第1回（3月）定例会

第1号の議案説明と質疑を行い、報告第2号と第3号、諮問第1号、発議第1号につきましては、討論、採決まで本日、初日に行うことといたします。

3月10日に一般質問、最終日を3月23日とし、討論、採決を行うことといたします。

なお、議案第12号から議案第17号、令和4年度予算案につきましては、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、内容を審査することといたしました。

よって、本定例会の会期を本日3月8日から3月23日までの16日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

どうぞ皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 栗本詠子

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月23日までの16日間としたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間とすることに決定いたしました。

議長 日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。米本町長。

米 本 町 長

みなさん、おはようございます。本日は5件の項目について行政報告をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び町内感染者状況についてでございます。

令和4年3月7日現在、和木町での感染者数は126名になりました。今年に入りまして、1月に64人、2月に12人、3月に9人の新規感染が確認をされました。その間、1日最大で7人の新規感染者が確認をされましたが、以後は減少傾向にあります。町民の皆様におかれましても、感染スピードが速いオミクロン株の脅威にさらされ、濃厚接触者になる可能性も高く、ご不安な日々を過ごされたことと思います。

岩国市と和木町では、1月9日から、いち早く「まん延防止等重点措置」の適用を受けました。その後、重点措置は県内全域に拡大するとともに、期間も2月20日まで延長されたところでございます。

町では1月8日、土曜日、新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、電話相談の継続、まん延防止等重点措置の期間中の公共施設の休館や利用停止、飲食店への措置内容の周知、学校や保育施設の感染防止対策を決定し、連休明け1月11日に再度、同対策本部員会議を開き、各部署の対応を確認し、感染防止対策を推進してまいりました。2月17日、県がまん延防止等重点措置の解除を申請したことを受け、同対策本部員会議を開き、措置解除後の公共施設利用の再開、利用停止の解除について決定いたしました。

県におかれましては、第一線で感染者対応にあたる岩国保健所に医療関係者を応援派遣し、さらに地域の医療機関に呼びかけ、発熱患者の診療や感染者への電話による健康観察に協力していただく体制を短期間に整備されるなど、新型コロナ対策へのご尽力に対し敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げる次第です。

以上、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び町内感染者状況についての報告とさせていただきます。

次に、新型コロナワクチン追加接種事業についてでございま

すが、新型コロナワクチン追加接種については、12月から医療従事者の接種を開始し、1月には町内高齢者施設の入居者及び従事者の接種を完了いたしました。

一般高齢者は、2月4日から保健相談センターにおいて順調に接種が進んでおり、18歳以上65歳未満の方は4月末までの接種完了を目指し、3月11日から接種の開始をいたします。ワクチンの種類につきましては、国の配送計画により届けられ、使用期限を遵守して使用いたします。町では、1箇所のみで集団接種をすることから、事故防止の観点により、複数のワクチンを同時に取り扱うことはしないため、ワクチンを選択することはできません。国において、いずれのワクチンも効果に差異が無いと認められておりますので、町民の皆様には安心して接種を受けていただきたいと思います。

以上、新型コロナワクチン追加接種事業についての報告とさせていただきます。

次に3項目目として、新型コロナウイルス感染症第6波におけるこども園、小学校、中学校の対応についてをご報告させていただきます。

年末年始から県東部を中心に新型コロナウイルス感染症が流行するなかで、本町の園児、児童、生徒、教員にも感染者が発生いたしました。1月から3月にかけて、こども園では5名、小学校では17名、中学校では1名、合計23名の感染者を確認したところです。なお、小学校17名の中に2名の教員が含まれております。

こども園、小中学校が、これまでに対応した内容は、こども園につきましては、1月11日から登園自粛のお願い、子育て支援センター閉鎖を2月末まで行い、2月17日～18日までの2日間つくし組を学級閉鎖といたしました。

小学校につきましては、1月11日～14日までの4日間臨時休業、1月20日～21日までの2日間を2年2組、2月3日～8日までの3日間2年1組を、そして3月3日～3月4日の2日間3年2組と4年1組を学級閉鎖といたしました。

中学校につきましては、学級閉鎖、臨時休業等の対応をとる

ことはございませんでしたが、1月4日から部活動の中止、2月3日から短時間で再開する等の対応をとったところでございます。

臨時休業、学級閉鎖の対応につきましては、岩国保健所の指導・助言のもと教育委員会とこども園・小学校とそれぞれ協議の上決定をいたしました。

なお、臨時休業や学級閉鎖による授業の遅れはございません。こども園、小学校、中学校ともに常日頃から感染症予防に努め、園児、児童、生徒の健康、体調に留意することで第6波の感染力の強いオミクロン株でクラスターを防げたものと考えております。

以上、新型コロナウイルス感染症、オミクロン株、第6波におけるこども園、小学校、中学校の対応についてのご報告とさせていただきます。

次に、18歳以下の子育て世帯に実施した給付事業についてでございますが、はじめに、1月26日付で専決処分させていただいた和木町子育て世帯への臨時特別給付金給付事業についてご報告いたします。

子育て世帯臨時特別給付金については、所得制限が設けられていましたが、令和3年12月27日に、国から所得制限超過世帯等に対し、自治体の判断で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を認める方針が示されました。

これを受けて、町では所得制限を撤廃し、所得制限で対象外となった子育て世帯に、1人当たり10万円の臨時特別給付金を支給いたしました。

対象となる方の申請は原則不要とし、2月25日、28世帯児童47人に470万円を支給しております。

次に、ひとり親世帯以外の子育て世帯で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方等を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきまして、児童1人当たり50,000円、31世帯児童51人に255万円を支給しております。

最後に、昨年末から実施している子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきまして、2月15日時点の支給実績は、中

令和4年第1回(3月)定例会

学生以下984人、高校生160人、新生児15人の合計1,159人で1人当たり10万円、1億1,590万円を支給をしております。

なお、制度の一部見直しにより、離婚等により給付金を受け取れなかった方も対象とされることから、この給付金の未申請世帯と同様に個別に案内文を送付し、3月31日まで、住民サービス課で申請を受け付けております。

以上、18歳以下の子育て世帯に実施した給付事業についてのご報告とさせていただきます。

最後に、2月6日に執行された山口県知事選挙の結果についてご報告をさせていただきます。

当日の有権者数は4,823人、投票者数は1,674人、投票率は34.71%であり、前回の山口県知事選挙に比べ1.09ポイントの増加でございました。

投票者数1,674人のうち、16日間の期日前投票を利用された方は805人、不在者投票による投票者数は7人でした。

和木町における得票数は、届出順に、ちばまり候補264票、村岡つぐまさ候補1,391票で村岡つぐまさ候補が再選をされました。

以上、2月6日執行山口県知事選挙の結果についてのご報告とさせていただきます。

以上、5件の事柄について行政報告といたします。

議

長

日程第5 報告第1号 例月現金出納検査の結果について

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果の報告がありましたのでご了承願います。

議

長

日程第6 報告第2号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第10号)に関する専決処分について

日程第7 報告第3号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第11号)に関する専決処分について

以上2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

報告第2号 令和3年度和木町一般会計補正予算（第10号）に関する専決処分についてご説明いたします。

この報告は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を給付するために必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,371万2千円を追加し、予算総額を48億192万円とするものでございます。

4ページ歳出からご説明いたします。歳出の詳細につきましては12ページになります。

款3 民生費 社会福祉費において、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金790世帯分7,900万円と事業実施に必要な人件費・消耗品費・印刷製本費・切手代・システム改修費等の事務費471万2千円を計上しています。

続いて3ページ歳入についてご説明します。

款15 国庫支出金8,371万2千円の増額は、本事業を実施するための財源として国から補助金が交付されるもので、その内訳は10ページにありますように給付金分として7,900万円、事務費分として471万2千円を計上しています。

以上で報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号 令和3年度和木町一般会計補正予算（第11号）に関する専決処分についてご説明いたします。

この報告は、昨年末に国から示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分のうち、令和3年度

中に着手・完了が可能な事業について必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ719万2千円を追加し、予算総額を48億911万2千円とするものでございます。

4ページの歳出からご説明します。費目ごとの詳細の内訳は12ページにございます。

款2 総務費の補正は、町ホームページとSNS、Line及びFacebookなどでございますが、これらを連携させるための業務36万3千円、瀬田4丁目集会所エアコン取替工事125万8千円などを増額したものでございます。

款3 民生費では、和木町子育て世帯への臨時特別給付金として500万円を計上し、昨年12月の補正予算では所得制限のため対象とならなかった児童生徒がいる世帯に対し給付することとしております。

このほかに役場庁舎内やこども園における新型コロナウイルス感染症対策や災害時における避難所環境整備のための消耗品や備品もあわせて計上しています。

続いて3ページ歳入についてご説明します。詳細は10ページでございます。

款15 国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、歳出と同額の719万2千円を計上しております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議 長

これより、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

報告第2号について質疑を許します。

なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。

質疑はありませんか。

- （「なし」の声あり。）
- 議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
- 議 長 報告第２号 令和３年度和木町一般会計補正予算（第１０号）
に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、報告第２号は原案のとおり承認されました。
- 議 長 報告第３号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
- 議 長 報告第３号 令和３年度和木町一般会計補正予算（第１１号）
に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。

議	長	したがって、報告第3号は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて これを議題とします。執行の説明を求めます。 田中副町長。
田中副町長		諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。 現在、人権擁護委員を務めていただいております村上邦明さんの委員としての任期が、本年4年6月30日をもって満了となります。 本件は、引き続き村上邦明さんを人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものでございます。 村上さんの経歴につきましては、平成20年から安禅寺副住職、平成22年から安禅寺住職として現在に至っております。 また、平成29年から和木町コミュニティスクール委員、和木中学校学校運営協議会委員、和木町いじめ対策協議会委員を歴任され広い知識をお持ちで、地域の実情にも精通しておられる上、児童や障害者の人権問題についても造詣が深く、必ずや人権擁護委員としてご尽力いただけるものと確信をいたしております。 村上さんは、現在、和木1丁目にお住まいで、年齢は42歳でございます。 なお、任期は、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となります。 ご審議のほど、お願いを申し上げます。
議	長	諮問第1号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり。)

議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。 本案については、原案に異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、諮問第１号は原案に異議ない旨、答申することに決定いたしました。
議	長	日程第９ 議案第１号 令和３年度和木町一般会計補正予算（第１２号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		議案第１号 令和３年度和木町一般会計補正予算（第１２号）についてご説明申し上げます。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ１億５７９万６千円を減額し、総額を４７億３３１万６千円とするものでございます。 今回の補正予算は、障害児通所給付費や各施設の光熱水費などに必要な経費を計上するとともに、普通交付税・町営住宅整備に係る国庫補助金の増額や新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業の減額など、決算見込みに応じて予算額の調整を行うものでございます。 それでは、第１表歳入歳出予算補正の２ページ歳出からご説明申し上げます。費目ごとの詳細内訳は２２ページ以降になります。 款１ 議会費１８３万８千円の減額は、費用弁償１２３万８

千円、普通旅費20万円、車借上料40万円の減額を行うものです。

款2 総務費は、職員給与費1,180万円の減額、財政調整基金積立金5,587万3千円の増額、土地開発公社貸付金600万円の減額、マイナンバーカード転入転出ワンストップ化対応業務委託料294万5千円の増額その他、各項における決算見込みにより、総務費全体で3,338万6千円を増額しております。

款3 民生費の5,270万9千円の減額は、福祉医療費扶助料190万円の減額、介護・施設訓練等給付費500万円の減額、障害児通所給付費100万円の増額、子育て世帯に対する2つの給付金事業合計600万円の減額、認定こども園管理運営事業費1,533万円の減額などを行うものです。

款4 衛生費2,028万5千円の減額は、未熟児養育医療費100万円の増額、予防接種委託料800万円の減額、乳児・妊婦の検診委託料452万6千円の減額、総合健診委託料188万5千円の増額が主なものです。

款5 農林水産業費では、森林経営管理制度意向調査業務委託料を15万1千円減額し、森林環境整備基金積立金を増額しています。

款7 土木費2,699万5千円の減額につきましては、装束雨水ポンプ場改修工事負担金300万円の減額、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金829万3千円の減額が主なもので、その他は、各項において決算見込みに応じたものです。

款8 消防費330万円の減額は、消火栓取替工事負担金130万円の減額、アンテナ設置補助金200万円の減額などを行うものです。

款9 教育費3,405万6千円の減額は、わき愛あいフェスティバル補助金410万円の減額、中学校体育館照明器具改修工事176万円の減額、海外派遣事業委託料679万1千円の減額などを行うものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明申し上げます。

歳入の詳細は9ページからになります。

款1 町税110万円の減額につきましては、たばこ税の減額を行うものです。

款3 利子割交付金104万円の減額

款11 地方交付税5,700万円の増額、これは普通交付税分です。

11ページに跨りますが、款14 使用料及び手数料778万3千円の減額につきましては、いずれも決算見込みに応じて調整するものでございます。

款15 国庫支出金3,313万8千円の増額につきましては、児童手当国庫負担金544万4千円の減額、マイナンバーカードに係るシステム整備費補助金244万4千円の増額、緑ヶ丘団地第3棟建設事業に係る社会資本整備総合交付金4,535万9千円の増額などを行うものです。

13ページからの款16 県支出金703万円の減額は、国保保険基盤安定負担金199万5千円の減額、社会資本整備総合交付金283万9千円の減額が主なもので、その他は、各項におきまして決算見込み額によるものでございます。

款18 寄付金は、本年度のふるさと納税の決算見込みにより200万円増額しております。

続いて17ページ、款19 繰入金6,378万1千円の減額は、財政調整基金繰入金4,869万8千円の減額、地域振興事業助成基金繰入金768万7千円の減額などを行うものです。

款21 諸収入は、土地開発公社貸付金元金収入について600万円の減額などを行うものです。

19ページ、款22 町債1億1,080万円の減額につきましては、各事業の入札による減額などに伴い借入額を変更することに伴うものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高につきましては、14億675万5千円になる見込でございます。

次に、3ページの第2表 繰越明許についてご説明申し上げます。

マイナンバーカード転出・転入ワンストップ化対応業務委託料294万5千円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付

金給付事業8,340万2千円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業50万円、装束雨水ポンプ場改修工事負担金2,286万円、これらを翌年度に繰り越すものでございます。

最後に、4ページの第3表 地方債補正につきましてご説明申し上げます。

歳出のところでも申し上げましたが、入札による事業費の減額などにより、各事業に係る借入れ限度額について、緑ヶ丘住宅第3棟建設事業を2億6,070万円、装束雨水ポンプ場改修事業は6,680万円、中学校体育館整備事業は950万円、臨時財政対策債は1億5,110万円に変更して借り入れるものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 森脇明美君。

森脇議員 26ページの2款、総務費3項、戸籍住民基本台帳管理事業のマイナンバーカード転出転入ワンストップ化対応業務委託料、この委託料についてどういう内容のものなのか詳しく説明をお願いいたします。

議長 鳥枝住民サービス課長。

鳥枝住民サービス課長 転出転入手続きのワンストップ化対応業務につきまして、これは住民記録システムと政府が運営するオンラインサービス、マイナポータルと呼ばれるものですが、このマイナポータルとの連携に掛かるシステム改修によるものです。

詳しく言うとですね、マイナポータル等からされた転出届の情報を住民記録システムに取り込む機能を追加するものでございます。マイナンバーカード所有者が来庁せずにマイナポータルからオンラインで転出届と転入予約が可能となります。

議 長	よろしいですか。
森 脇 議 員	はい、ありがとうございました。
議 長	他に質疑はありませんか。 嘉屋富公君。
嘉 屋 議 員	それでは2点のことにつきましてご質問します。 まず1点目です。民生費、ページ数で言えば32ページです。 認定こども園管理運営事業のうち会計年度任用職員報酬、これが900万円減額されております。これの内訳の内容の方を詳しく教えてください。
議 長	森本教育委員会事務局長。
森 本 教育委員会 事 務 局 長	お答えいたします。 予定した臨時職員が確保できなかったこと、また、有休の未消化ということで900万円減額しております。
議 長	嘉屋富公君。
嘉 屋 議 員	ということは、現在働いているこども園の職員の方の有休は殆ど取れてないというふうに見てよろしいでしょうか。
議 長	森本局長。
森 本 教育委員会 事 務 局 長	職員の有休が取れてないということになるかと思います。
議 長	嘉屋富公君。

嘉屋議員	今後はですね、そういった働き方改革じゃないですけど、もっと働きやすい職場にしてですね、それプラス職員が増え、入園者も増えるように努力していくべきと考えます。それはいかがでしょうか。
議長	質問ですね、森本局長。
森本教育委員会事務局長	常時ハローワークや求人雑誌等に臨時職員の募集を掲載し臨時職員の確保に努力しております。 しかしながら、応募が少ない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。
議長	嘉屋富公君。
嘉屋議員	はい、わかりました。引き続き努力の方よろしく願いいたします。 2点目に入ります。同じく32ページです。予防接種委託料800万円のマイナスとあります。これは事業を行わなかったのか、もしくはそういう対象者が少なかったのかどちらなのか説明の方お願いします。
議長	坂本保健福祉課長。
坂本保健福祉課長	対象者が少なかったということでございます。
議長	嘉屋富公君。
嘉屋議員	周知しながらそういった予防接種のこと自体は行った訳ですね。
議長	坂本課長。

坂本保健
福祉課長

はい、具体的に申し上げますとですね、乳幼児ですね、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎、4種混合等々、議員さんご存知のように出生数が非常に減っております。

例年68、70名弱ぐらい赤ちゃんが生まれる訳ですけど、50人ちょっとでございます。そこら辺の影響で各ワクチン、生まれてから4回とか3回とか打ちます。

もう出生数が20名以上減ることによってそういった状況になっております。

嘉屋議員

了解いたしました。

議長

よろしいですね。

嘉屋議員

はい、以上で終わります。

議長

他に質疑はありませんか。

灰岡裕美君。

灰岡議員

同じく4款衛生費 1項保健衛生費について、母子保健事業について伺います。

今回の補正予算を見せていただきますとコロナ禍の中でいかに町の様々な事業が継続が困難であったかということが見受けられます。私が気になりましたのは、母子保健事業、マイナス452万6千円、子育て世帯包括支援センター事業100万8千円、コロナ禍の中で人との接触が難しいところ、妊産婦の方、新生児の赤ちゃんを持たれているお母さん・お父さん、そして乳児の乳児検診や妊産婦健康診査委託料、そして子育て世代包括支援センター事業がこれだけマイナスになっていく中で、町はどのようにこの妊産婦の方、新生児を持たれる方、乳児に対してどのようなケアをしていたのかを伺います。

議長

どうでしょう。暫時休憩します。

休 憩 9 時 4 7 分

再 開 9 時 4 9 分

議 長 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。
質疑、もう一度お願いいたします。

灰 岡 議 員 32 ページ 4 款衛生費 1 項保健衛生費について、母子保健事業と子育て世帯包括支援センター事業について伺います。
まず乳児健康診査委託料、妊婦健康診査委託料が減っておりますが、このマイナスになった理由を教えてください。

議 長 坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健 福祉 課 長 はい、お答えします。乳児健康診査委託料59万9千円この減額要因はですね、出生数75名で予算計上しておりましたけど、55人になったため減額となっております。
以上でございます。

議 長 灰岡裕美君。

灰 岡 議 員 それでは子育て世帯包括支援センター事業の100万8千円がマイナスになっている理由を教えてください。

議 長 坂本課長。

坂 本 保 健 福祉 課 長 議員さんご存知のようにですね、今年度はコロナワクチン接種で非常に多忙でございました。そちらの方の事務をしたためそちらの方では採用が無かったということでご理解ください。

議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	じゃあ子育て世帯包括支援センターの方は、センターを閉じておられたということなんですか。
議 長	坂本課長。
坂 本 保 健 福 祉 課 長	はい、当然センターは動いております。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	動いていたけども会計年度の職員等は人数や時間が減っていたという解釈でよろしいんですね。
議 長	坂本課長
坂 本 保 健 福 祉 課 長	ですから保健相談センターの会計年度任用職員、コロナワクチン接種がなければこちらの方に専念するんですけど、ワクチン非常に多忙な業務でございます。そちらの方も行ってこちらも兼務して二重に仕事をしてるとご理解ください。そして、こちらの方は予算を落としたということでございます。
灰 岡 議 員	はい理解しました。ありがとうございました。
議 長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第10 議案第2号 令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

これを議題とします。執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健
福 祉 課 長

議案第2号 令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,560万4千円を減額し、予算の総額を6億3,699万6千円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みによるものが主な内容でございます。

それでは2ページの歳出からご説明いたします。

款1 総務費は、決算見込みにより総務管理費を64万1千円減額するものでございます。

款2 保険給付費は、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響を受け療養諸費1,600万円、高額療養費800万円を減額するものでございます。

款6 基金積立金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして96万3千円を減額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 国民健康保険料は、調定額の変動、決算見込みに伴いまして526万3千円を増額するものでございます。

款2 県支出金は、歳出、保険給付費等の減額に伴い、県補助金を2,536万円減額するものでございます。

款4 繰入金につきましては、決算見込みにより、他会計繰入金を404万7千円減額するものでございます。

款6 諸収入は、決算見込みにより、延滞金及び過料を6万4千円増額、雑入を212万円4千円減額するものでございます。

款7 国庫支出金は、決算見込みにより国庫補助金を60万円増額するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第１ 議案第３号 令和３年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第１ 議案第４号 令和３年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

以上、２議案についてこれを議題とします。
議事進行上、一括をして執行の説明を求めます。
村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 それでは、議案第３号及び議案第４号を一括してご説明いたします。

まず、議案第３号 令和３年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ５０万円を追加し、総額を１億７４９万円とすること、及び繰越明許費、及び地方債補正でございます。

まず、歳出の内容についてご説明いたしますので１２ページをご覧ください。

和木地区水道事業の光熱水費を決算見込みにより５０万円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。１０ページをご覧ください。

一般会計繰入金は、財源更生により１０万円増額し、和木地区の上水道使用料は歳出の見込みと同額の５０万円を増額、公営企業適用事業債は、事業費の確定に伴い３０万円を減額するものでございます。

続いて、３ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費は、岩国市・大竹市連絡管橋梁添架負担金284万円を翌年度に繰り越すものでございます。

次のページの、第3表 地方債補正は限度額240万円を210万円とするものでございます。

以上が、簡易水道事業特別会計補正予算の内容となります。

次に、議案第4号 令和3年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,535万円を減額し、総額を2億6,776万3千円とすること、及び地方債の補正でございます。

まず、歳出の内容からご説明いたしますので12ページをご覧ください。

ポンプ場維持管理事業の汚泥搬出処理業務委託料1,800万円の減額は、処理単価の入札による落札減と決算見込みによるものでございます。下水処理事業の下水処理負担金の減額は、決算見込みにより建設分が1,400万円と事務分が200万円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。10ページをご覧ください。

一般会計繰入金は今回の補正により調整いたしまして587万円を減額するものでございます。

汚泥搬出処理負担金は、歳出の汚泥搬出処理業務委託料1,800万円の減額に伴い、大竹市からの負担金分81%分の1,458万円を減額するものでございます。

公共下水道事業債は、下水処理負担金建設分の減額等に伴いまして1,490万円を減額するものでございます。

続いて3ページをご覧ください。

第2表 地方債補正は、公共下水道事業債補正に伴いまして、限度額7,570万円を6,080万円とするものでございます。

以上で、議案第3号、議案第4号の説明を終わります。

議

長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第3号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

議案第4号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

ここで一旦休憩に入ります。
暫時休憩します。

休 憩 10時 2分

再 開 10時 15分

議

長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議

長

日程第13 議案第5号 令和3年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第6号 令和3年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上一括して執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健
福 祉 課 長

それでは、議案第5号及び議案第6号を一括してご説明いたします。

まず、議案第5号 令和3年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,572万2千円を減額し、予算の総額を5億1,026万8千円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みによるものが主な内容でございます。

それでは、保険事業勘定の歳出2ページからご説明いたします。

款1 総務費は、決算見込みにより、総務管理費を98万円減額するものでございます。

款2 保険給付費は、決算見込みにより、介護サービス等諸費を300万円、高額介護サービス費を90万円、高額医療合算介護サービス費を30万円、それぞれ減額するものでございます。

款3 地域支援事業費は、決算見込みにより介護予防・生活支援サービス事業費を470万円、一般介護予防事業費を40万円、包括的支援事業費を130万円、それぞれ減額するものでございます。

款6 基金積立金は、今回の補正の歳入歳出を調整いたしまして404万2千円を減額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款2 国庫支出金は、交付申請額により国庫補助金35万8千円を増額するものでございます。

款3 支払基金交付金につきましても、交付申請額により626万8千円を減額するものでございます。

款4 県支出金のうち県負担金は、交付申請額に基づき274万6千円を減額、県補助金につきましても、交付申請額により30万円を減額するものでございます。

款5 繰入金は、決算見込みにより一般会計繰入金を341万1千円、基金繰入金を320万5千円、それぞれ減額するものでございます。

款8 諸収入は、サービス事業の決算見込みにより5万円を減額するものでございます。

続きまして、3ページ、サービス事業勘定の歳入からご説明いたします。

款1 サービス収入は、サービス計画の減少により予防給付費収入を10万円減額、このことに伴い4ページ、歳出 款1 サービス事業費10万円を減額するものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和3年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ262万5千円減額し、予算の総額9,698万7千円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みによるものが主な内容でございます。

2ページの歳出からご説明いたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより262万5千円を減額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、調定額の変動、決算見込みに伴い245万8千円を減額するものでございます。

款2 繰入金は、広域連合納付金の確定等に伴い、一般会計繰入金16万7千円を減額するものでございます。

以上で議案第5号、6号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第5号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	議案第6号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第15 議案第7号 和木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について 日程第16 議案第8号 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第17 議案第9号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 以上、3議案についてこれを議題とします。 議事進行上一括して執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		それでは、議案第7号から議案第9号までの3議案について、一括してご説明いたします。 まず、議案第7号 和木町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 令和2年以降、国が押印見直しを強力に推進してきたことを受け、本町でも各種申請等の行政手続きにおける住民負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的として、4つの条例について、必要な改正をするものでございます。 本条例案は4つの条と附則で構成されており、第1条で和木町固定資産評価審査委員会条例、第2条は和木町職員の職務の宣誓に関する条例、第3条 和木町火入れに関する条例、第4

条 和木町営住宅条例、それぞれの一部改正を定めています。

改正の内容といたしましては、「押印」や「署名押印」を「署名」に、「記名押印」を「記名」に、「連署」を「連名」に改めるとともに、様式中の㊟という文字を削ることとしており、附則において令和4年4月1日から施行することとしています。

なお、町においては、他にも多くの様式等を規定しており、今月中に押印見直しのための多くの規則・要綱等の改正を考えているところでございます。

続きまして、議案第8号 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、昨年的人事院勧告により「国家公務員の育児休業等に関する制度」が改正され非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されたことを受け、本町においても所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。1ページの第2条において、第1項第1号ア（ア）の「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削り、在職期間が1年未満の会計年度任用職員であっても育児休業が取得できるようになり、同様に2ページ第18条第1号アを削って部分休業も取得できるように改めております。

また第22条及び第23条を加えて、妊娠や出産について申し出のあった職員に対して育児休業制度に関する個別の周知や意向確認を行うこと、当該職員等に対する研修の実施や相談体制の整備・勤務環境の整備に関する措置を講じることこういったことを義務付けております。

なお、附則において本条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

最後に、議案第9号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例案は、昨年の10月の山口県人事委員会勧告に準じ、本町の一般職の職員の給与改定について提案させていただくものです。

本条例案は3つの条と附則で構成されており、第1条で和木

令和4年第1回(3月)定例会

町一般職の職員の給与に関する条例、第2条で和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第3条で和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、それぞれの一部改正を定めています。

第1条は、一般職の職員の給料表別表第1を山口県人事委員会勧告のとおりに改めるものです。

第2条は、平成31年3月定例会で改正した「和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、号給の切換えに伴う経過措置として「切替日前日の給料月額に達しないこととなる職員については、その差額相当額を給料として支給する」としておりましたが、その経過措置の期間を令和4年3月31日までとするものでございます。

第3条は、和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第7条第1項について、山口県人事委員会勧告に準じ、給料月額を改正するものでございます。

なお、附則で第2条は公布の日から、第1条と第3条については令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第7号から議案第9号までの説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。

議 長 議案第7号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第8号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	議案第9号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第18 議案第10号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について これを議題とします。執行の説明を求めます。 坂本保健福祉課長。
坂本保健福祉課長		それでは、議案第10号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 本議案は、健康保険法施行令の改正に伴い改正するもので、賦課限度額の引上げ、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置が導入されたことなどに伴い、所要の規定整備をするものでございます。新旧対照表でご説明いたします。 3ページをご覧ください。 第10条の10では、基礎賦課限度額を63万円から65万円に変更するものでございます。 続きまして、4ページをご覧ください。 第10条の10の10では、後期高齢者支援金等賦課限度額を19万円から20万円に変更するものでございます。 続きまして、6ページをご覧ください。 第13条の4では、未就学児がある場合、基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から当該保険料額に10分の5を乗じて得た額を新たに控除するものでございます。 なお、この改正の施行期日は、令和4年4月1日となっております。 以上で、議案10号の説明を終わります。

議長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 上田丈二君。
上田議員	議案第10号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について伺います。 この中の第13条4について伺いたいと思います。 この条例は、未就学児、小学校に入学する前の子どもがいる国民健康保険加入世帯に対して、基礎賦課額の均等割額が半額となるということですけれども、それも今年の保険料から実施となり減額の計算も役場でされますが、この減額の理由等については減額となる世帯に対して説明等はされるのでしょうか伺います。
議長	坂本課長。
坂本保健福祉課長	説明等についてはですね、広報等でしていきたい、また納付書を発送する際にですね、そういった内容が周知できればそのようなことも検討したいと考えております。
上田議員	国民健康保険料の均等割について、
議長	挙手をお願いします。
上田議員	あっ、はい。
議長	上田丈二君。
上田議員	国民健康保険料、減額になることは喜ばしいので、ぜひ、よろしく願いいたします。
議長	はい、終わりですね。

議	長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第19 議案第11号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例について これを議題とします。執行の説明を求めます。 吉岡税務課長。
吉 税 務 課 長	岡	議案第11号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する 条例についてご説明いたします。 新築された住宅は、地方税法により固定資産税が一定期間、 120㎡分に相当する税額が2分の1減額となりますが、本条 例で残りの2分の1を奨励金として交付することにより、「誰 もが住みたくなるような魅力的なまちづくりを推進し、住宅建 設を奨励することにより、人口増を図ることを目的」とする和 木町独自の制度でございます。 それでは、改正点について、お手元にお配りしています新旧 対照表でご説明させていただきます。附則の部分ですが、奨励 金は、地方税法での減額相当額を交付することとなっているた め、この地方税法の減額適用期限が2年間延長される見込みの ため令和6年3月31日までに改めるものであります。 以上で、議案第11号の説明を終わります。
議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 栗本詠子君。
栗 本 議 員		議案第11号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する 条例について質問します。 和木町住宅建設奨励金とは、住宅を新築された方、または新

築を購入された方の家屋に対する固定資産税の一部について本町が補助する制度ですが、平成11年に導入されてからのこれまでの実績についてお伺いします。

議 長 吉岡課長。

吉 岡 税 務 課 長 まずこの制度は、平成11年度からと以前からも説明しているんですが、平成11年度から支給していると勘違いさせたかもしれませんが、条例の制定が平成11年ですので、平成12年度課税分からの支給となりますので、奨励金の支給は平成12年度からとなりますので、訂正というか補足説明させていただきます。

過去の支給実績は、平成12年度から令和2年度の21年間に交付した戸数は524戸になります。1年間平均25戸となります。交付金総額は約1億円の9,966万6,667円、1戸1年あたり約6万円となります。

なお、来年度予算については73戸分として470万7千円予算要求させていただいています。

議 長 栗本君。

栗 本 議 員 今回交付期限を2年間延長するということは、まあこれは本町の財源を使つての補助金なのですが、それなりに効果があったと分析してよいのでしょうかお伺いします。

議 長 吉岡課長。

吉 岡 税 務 課 長 奨励金の目的は、条例にありますように住宅建設を奨励することにより人口増を図ることを目的としています。人口の増減の推移を見る限り、人口増とはなっていませんが、地価が高いと言われる和木町に、年平均25戸の住宅が建設されていることから、和木町独自の制度の1つとして建設奨励金があることにより、和木町に住宅を建設しようと思判断されたものと思つて

いますので、町独自の制度の1つとして建設奨励金の効果はあるものとして、地方税法の減額適用期間の延長に併せて、奨励金も2年間の延長をするものであります。

議 長 よろしいですか、はい。
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 10時 38分

再 開 10時 45分

議 長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

議 長 日程第20 町長の施政方針についてを議題とします。
施政方針の説明を求めます。
米本町長。

米 本 町 長 それでは、令和4年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに先立ち、私の施政方針と予算案の概要について申し述べさせていただきます。

始めに、令和3年度の状況でございますが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に大きく影響を受ける年となりました。敬老会やわき愛あいフェスティバルを始めとした催しは2年続けて中止の判断を余儀なくされ、今年1月からは、オミクロン株の急速な感染拡大により、本町にまん延防止等重点措置が適用されるに至り、成人式の延期や学校の休校などによ

り、町民の皆様には、大変なご苦勞をおかけしているものと思っております。

現在は、ワクチンの3回目の接種も4月末をもって終了すべく進めておりますが、皆様には引き続き手洗いや3密の回避、マスクの着用といった基本的な感染対策にご協力をお願いいたします。

さて、現在、国においては、昨年12月24日に閣議決定された政府案を基に、令和4年度予算案の審議が行われており、社会保障関連経費の増加により、一般歳出の総額が107兆5,964億円となり過去最大の予算規模となっております。

この中には、医療体制の確保などの新型コロナウイルス対策、成長戦略としての「デジタル田園都市国家構想」などが含まれ、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現に向けた予算とのことでございます。

本町におきましても、こうした国や県の動向も踏まえながら、令和4年度当初予算の編成作業を行ってまいりました。

まず、本町の財政状況を申し上げますと、町税の歳入につきましては、令和3年度の決算では、13億6千万円程度になるものと見込んでおり、個人、法人共に町民税が減少したことにより、令和2年度から約6,000万円の減収となっております。今後も普通交付税や臨時財政対策債に頼った財政運営が続くことが予想されております。

一方で、令和3年度が最終交付年度となっております米軍再編交付金につきましては、令和4年度以降も後継の交付金が創設することが発表されました。関連2市2町で、年総額21.5億円が15年間交付されるように伺っております。今後もまち創りにしっかりと活用させていただけるものと考えておりますが、具体的な交付要綱が未制定でございますことから、本町への交付金額や対象となる事業などが不明でしたので、これまで基金として積んである事業以外の事は、新年度当初予算案には歳入、歳出とも計上をしておりません。令和4年度からの新しい交付金の事業につきましては、今後補正予算等で対応してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれまし

ではご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

次に、財政の弾力性を示す経常収支比率については、令和2年度決算において若干改善したものの、引き続き厳しい数値であることには変わりなく、また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う通常事業の中止などにより、多くの不用額が発生したと考えられるため、財政の硬直化は継続しており、今後も大きな課題の一つと捉えております。

それでは、令和4年度和木町当初予算案について、具体的に説明をまいります。

まず、令和4年度予算案の規模でございますが、一般会計は、37億4,926万9千円となっており、令和3年度当初予算と比較して、5億2,012万8千円、12.2%の減額、また、特別会計を含めた予算総額では、54億6,510万円となり、4億4,381万9千円、7.5%の減額となっております。

それでは、歳出予算について、和木町第5次総合計画の4つの重点施策に沿ってご説明させていただきます。

まずは、1つ目の重点施策「元気な子どもを育む子育て支援」ですが、未来の和木町をつくる人材を町ぐるみで育成するため、乳幼児から高校生も含めた子どもたちの支援策を統一的に捉え、子育て支援を推進してまいります。

まずは、従来から出産祝金支給事業として第1子1万円、第2子3万円、第3子以降5万円をお渡ししておりました。それに加えまして、昨年度から臨時的に妊婦さんを対象とした応援給付金として10万円をお渡ししておりましたが、今後もコロナ禍の困難な状況や出生数の低下を鑑み、令和4年度も引き続き実施することとしております。

また、母子手帳アプリも運用しております。健診結果や予防接種情報の管理などの他、町からの情報も受け取ることができる便利なアプリですので、ぜひご活用頂ければと思っております。

次に、健やか安心基金を活用した医療費助成制度では、令和3年度から対象を高校生まで拡充して医療費の無料化を実施

しており、乳児健康診査回数や妊婦健康診査における超音波検査回数の拡充、妊婦歯科検診の全額助成費用についても引き続き計上をしております。

予防接種事業では、定期接種が再開されます。子宮頸がんワクチンの費用を新たに計上しております。休止中に未接種となっている年齢を含め、小学6年生から高校1年生までが接種勧奨の対象となっております。継続事業といたしまして、おたふくかぜの予防接種費用の半額助成の経費を計上しており、インフルエンザワクチンの接種につきましては、中学2年生までのお子様には半額を助成、高校生及び大学の受験年齢に当たります中学3年生及び高校3年生には、全額助成を行ってまいります。さらに、全国で先駆けて実施している和木町の特長でもあります給食費無料化はもちろんのこと、委託保育の幼児の副食費の無料化、給食のアレルギー対応文書料補助金の事業費につきましても、引き続き計上をしております。

これらの施策により、妊娠期の皆様や乳幼児から高校生までの子育て中の皆様に、少しでも子育ての応援になれば幸いに思うところでございます。

2つ目の「こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実」ですが、本町には、充実した保育、教育環境を誇るこども園、小学校、中学校が整備されております。今後も、園児、児童、生徒、教職員の交流事業などで連携を深め、一層の充実を図ってまいります。

和木学園構想事業の一環といたしまして、各種の運動、体操イベント実施のための事業費を計上しております。コロナ禍でもあり、なかなか思うように体を動かすことができない状況の中、園児から小中学生までを対象とし、楽しく運動し、様々な体の使い方を学び、健やかに逞しく成長する一助となるものと考えております。

また、小中学校には、1人1台のタブレット端末が配備され、授業等で活用されておりますが、新たにICT推進員を1名採用し、先生方をサポートすることで、より充実した教育活動につなげてまいります。

さらに、幼少期からグローバルな感覚を養い、国際的に活躍できる人材の育成を目指し、小中学校へのALT及びこども園等への国際交流員の配置についての予算も引き続き計上しております。また、新型コロナウイルスのため、過去2年間は残念ながら中止となりました、中学生等の海外派遣、イングリッシュキャンプへの参加や高校生語学留学への助成についても、実施に向けて予算を計上しております。なお、海外派遣事業につきましては、過去2年の中止により参加が叶わなかった学生も参加できるよう、募集人数の枠を拡大した予算としております。

英検、TOEIC、漢検、数検を対象とした検定料の全額助成につきましては、小中学生のみならず、全ての町民の皆様を対象としており、引き続き実施をまいります。

続きまして、3つ目の「町民の元気を保つ、健康づくりの支援」でございます。

まず、新型コロナワクチン接種事業につきましては、国の方針に基づき、現在3回目の接種を行っておりますが、令和4年度につきましても、1・2回目を未接種の方並びに3回目の接種を行うための関係予算を計上をしております。

ワクチン接種に関しましては、国、県の動向を踏まえ、引き続き柔軟に対応してまいります。

また各種がん検診につきましては、これまでどおり自己負担なしで受診していただけるように予算を計上しており、年に1度は検診を受けていただくことで、早期発見、早期治療につながることを期待をしております。

介護予防と和木学園構想との連携事業として、地域包括支援センターを中心に実施しております「3つのあ」元気プロジェクトを引き続き推進してまいります。「あしゆび体操」「あいうべ体操」「あるこう運動」の3つの「あ」で、町民の皆様の運動機能や免疫力アップを図ってまいります。

さらに、先ほど「こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実」の中でもご報告いたしました和木学園構想の運動イベント事業ですが、お子様に加え、保護者の方への食育セミ

ナー、一般から高齢者の方を対象にしたフレイル予防のヘルスケアプログラムなども併せて開催を予定しており、健康長寿実現のため、多くの皆様にご参加いただきたいと思います。

また、県内で先駆けて実施した「がん患者医療用補正具購入費助成制度」も引き続き計上しているところでございます。

4つ目の「防災・防犯体制の充実」では、自然災害等に迅速かつ適切に対応できる、災害に強いまちを目指してまいります。

防災情報につきましては、これまでに多様な手段により伝達できるよう強化を図ってまいりました。防災行政無線では、令和3年度に事業が完了しました戸別受信機に加え、スマートフォン向けアプリやテレホンサービスを整備しております。また、防災メールや気象観測システムも運用しておりますので、ぜひご活用いただければと思います。アプリやメールにつきましては、未利用の方がいらっしゃいましたら、ぜひ登録いただくようお願いいただければと思います。町といたしましても、様々な機会を捉え、PRに努めてまいりたいと思います。

次に、津波、高潮ハザードマップの改訂に向けた予算を計上しております。これは、県の策定する高潮の浸水想定区域変更に伴い実施するもので、令和4年度中に、全戸に配布することとしております。

また、山林の保全のための事業といたしまして、山林環境譲与税を財源として、町内の人工林所有者に山林管理についての意向調査業務を行う予算を計上しております。予定を前倒し令和4年度で町内全域の調査を完了いたします。その結果に基づき、山林の安全管理を進めていく予定としております。

その他、ハード事業といたしましては、装束雨水ポンプ場改修工事負担金、町道八幡山蜂ヶ峯線法面の崩落防止工事や大谷の護岸整備工事などの自然災害防止対策事業の予算を計上しております。

さらに、公共下水道事業におきましては、懸案となっております旧圧送管の工事及び仮設管の撤去工事等に着手し、令和4年度及び令和5年度の2ヵ年で完了する見込みとなっております。

ります。

防犯面の施策では、防犯カメラを町内各所に設置しておりますとともに、家庭用防犯カメラの設置費に対する補助金も引き続き計上しており、さらに安心、安全なまち創りに寄与していくものと考えております。

また、消費者行政につきましては、消費生活相談員の配置や通話録音機能付き電話機の貸し出しなどにより、詐欺などの消費者被害の防止に引き続き取り組んでまいります。

次に、第5次総合計画における4つの重点施策以外では、まず、令和5年に迎える町制施行50周年に向けた取り組みの予算を計上しております。

キャッチフレーズやロゴマーク、新たなマンホールデザインの公募などを予定しており、町民の皆様に参加いただきながら、記念の年に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、DX・デジタルトランスフォーメーション関連の予算を計上しており、パスポートのオンライン申請への対応やマイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン化、戸籍情報関連による戸籍謄抄本の広域交付への対応などのシステム構築を行います。さらに町民の方むけにスマートフォン教室の開催も予定しており、国のデジタル庁創設を踏まえ、社会全体が便利で快適なものとなるよう、仕組みを整えていきたいと考えております。

蜂ヶ峯総合公園に関連した事業といたしましては、まず、バラ園のリニューアル工事の予算を計上し、ベンチの設置や散水システムなどを整備する予定としております。また、バラの植え替えにあたりましては、小中学生をはじめ、一般の皆様にもご参加いただき、皆さんと共に作り上げていきたいと考えております。

きれいに咲き揃うのは2、3年後になると思いますが、楽しみにお待ちいただければと思っております。

昨年オープンいたしましたB e e +（ビープラス）は、コロナ禍の中でも、多くの皆様にご利用いただいております。新年度に

は、お子様に人気のバッテリーカーを4台購入する予定としております。さらに、にぎわい創造事業補助金や地域おこし協力隊、村井隊員の企画によるイベントなどの予算も計上しており、こうした取り組みにより、蜂ヶ峯総合公園は元より、和木町の魅力向上、活力向上につなげてまいりたいと考えております。

その他、姉妹都市であります恵庭市において、本年6月25日から7月24日にかけて開催される「第39回全国都市緑化北海道フェア ガーデンフェスタ北海道2022」に参加する経費や懸案である給食センター建替え事業の構想に入るための視察等の経費も計上しております。

最後に公債費ですが、こども園や岩国市ごみ焼却施設の元金償還額の増加により5億2,869万9千円で、令和3年度と比較して7,338万5千円、16.1%の増額となっております。なお、次年度以降は、公債費は減少するものと見込んでおり、令和4年度末の一般会計における地方債残高は、51億3,065万6千円となる見込みでございます。

続きまして、歳入予算の内容につきまして、まず町税の個人町民税ですが、2億8,174万1千円で令和3年度と比較して658万8千円の減額、法人町民税におきましても5,449万8千円で、547万9千円の減額を見込んでおります。

次に、固定資産税ですが9億9,311万円で1,205万4千円の増額となり、町税全体では13億6,711万1千円で、216万円の減額となる見込みでございます。

地方交付税につきましては7億4,000万円、令和3年度と比較し、1億4,900万円の増額の見込みとしております。

国庫支出金につきましては再編交付金の終了や町営住宅整備事業の完了により、3億121万4千円、対前年度2億6,870万5千円、47.1%と大幅な減額としております。

また、県支出金につきましても、1億7,969万4千円、対前年度4,021万4千円の減額見込みとなっております。

繰入金は、健やか安心基金、地域振興事業助成基金、すくすくこども基金、和木町ICT教育推進基金から合計7,551

万8千円を繰入れることとしており、財政調整基金の取り崩しは2億5,153万8千円を計上しております。

町債は、1億5,490万円で、令和3年度と比較して4億970万円、72.6%の減額と大幅に抑制しております。

主な減額の要因は、町営住宅整備事業の完了及び臨時財政対策債発行見込額の減額でございます。

結びとして、本予算案は、私が昨年9月に和木町長としての3期目をスタートしてから最初の予算となります。これまで、防災行政無線のデジタル化や戸別受信機の整備による災害に強いまち創りや、こども園の整備や向学支援事業での各種検定料助成による子育て、教育の充実などの取組みを進め、また、蜂ヶ峯公園にBee+がオープンするなど、和木町の魅力向上にも取り組んでまいりました。

下水道仮設管の撤去工事は残っておりますが、数年にわたるこども園の建設やBee+などの大きな公共工事・事業は緑ヶ丘町営団地の完成をもって、私自身、ひと段落ついたと考え、令和4年度は先延べしている公共施設やインフラの改修等を進めつつ、次の目標に向かい新たな種をまいていく年と考えております。

そのような思いの中で、新型コロナの影響を考えると令和4年度当初予算案の編成に当たりましては、先行きの読みづらいい中、社会保障費や借金の返済にあたる公債費などのいわゆる義務的経費の増大もあり、大変厳しい編成作業となりました。その中でもこれまで取り組んでまいりました防災、子育て支援をはじめとした各種施策を継続することとし、さらに、令和5年には、和木町は、めでたく町制施行50周年を迎える記念の年となりますので、町民の皆様にもご協力いただきながら、機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

コロナ禍の早期の収束を強く願っておりますが、それまでは、引き続き感染拡大防止に努めた上で、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、今後とも議会の皆様方そして町民の皆様方のお力添えのもと「魅力ある和木町、活力ある和木町」の実現に向け町政を進めて行きたいと考えております。

以上、令和4年度施政方針並びに予算案の概要につきましてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました令和4年度予算案並びに諸議案について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。私の施政方針及び新年度予算案の概要説明といたします。

議長 日程第21 教育行政施政方針についてを議題とします。
施政方針の説明を求めます。
重岡教育長。

重岡教育長 議会の初日に当たり、教育行政の主な取組の概要についてご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

議員の皆様がご存知のとおり、昨年4月から、第3次和木町教育振興基本計画をスタートさせております。和木町教育の全体構想を引き続き、町ぐるみ「和木学園」とし、教育目標に「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づくり」を掲げて1年目の教育行政を進めてまいりました。

年度初めから、新型コロナウイルス感染症の再拡大という危機に直面し、園や学校では、日々、感染症対策に追われながらも子どもたちの学びを止めない工夫をしてまいりました。

特に、学校教育にとって極めて重要な「新学習指導要領の全面実施」・「教職員の働き方改革」・「GIGAスクール構想」の進展を図っているところでございます。必要な改革については、昨年の「中央教育審議会の答申」を参考にして、引き続き令和4年度も果敢に取り組んでまいります。

それでは、この3つの取組を中心にご説明いたします。

1つ目の新学習指導要領の全面実施につきましては、こども園が平成30年度から、小学校が昨年度、令和2年度から、そして中学校が本年度、令和3年度から全面実施となりました。園小中のそれぞれにおいて、適切な教育課程が編成されているところです。

中学校の全面実施を機に、園小中を一貫したカリキュラムの

見直しも行いましたので、来年度はより実効性のあるものになるよう教育内容や教育活動の改善・充実を図ってまいります。

2つ目は教職員の働き方改革です。マスコミ等でも報じられているとおり、今日、我が国の学校現場では教師の長時間勤務という深刻な実態があります。学習指導のみならず生徒指導や保護者対応など、学校が抱える課題はより複雑化・困難化しています。

和木町の園の教育・保育や小中学校の教育は、現場で多くの教師が真摯に教育活動に取り組んでいることによって支えられておりますが、時間外勤務等については他地域と似たような状況にあり、一層の働き方改革を進めていかなければなりません。

社会の急激な変化が進む中、コロナ禍で私たちの生活は大きく変わりました。園や学校の生活においても、行事や教育課程外活動はどうあればよいかについて、発想を変えることが求められています。教師だけでなく、保護者や地域住民などの園や学校の関係者も一緒になって検討してまいりたいと考えております。

3つ目はGIGAスクール構想です。

従来、小中学校の現場では、一斉授業を前提としたいわゆるチョーク・アンド・トークの指導力が重視されてきました。こうした力は、指導の基本としてこれからも必要ですが、今後、ICTも活用した協働的な学びが増えていく中で、子ども同士の議論をファシリテートする力やICT活用指導力がこれまで以上に重要になっていくと考えられます。新たな学びを実現していくためには、全ての教師がこれらの点を自覚する必要があります。すなわち、教師の指導に関しては、学習者主体の視点を強く意識して教育活動に当たるということになります。

そこで、令和4年度は、一人一台タブレットと学習者用のデジタル教科書を活用した授業改善を図り、学力向上に向けた研修を進めていきたいと考えております。現時点では、小中学校に英語科と音楽科の2教科を予定しております。

小中学校の段階においては、対面での学びが基本であると言

われておりますが、その一方で、社会の急激な変化や技術の進展、国際的な潮流等を踏まえれば、対面指導とオンライン教育の在り方を更に掘り下げ、児童生徒の状況や学ぶ内容等に応じて適切に組み合わせていくことが必要であると考えます。

子どもの学習状況に応じた教材等の提供により、知識・技能の習得等に効果的な学びを行うなど、個別に最適な学びや支援が可能となるよう研究を進めてまいります。

また、昨年教育再生実行会議における「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」という第12次の提言では、子どもの心のケアの重要性が述べられており注目されております。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、地域社会の教育力が低下していると指摘されて久しく、また、コロナ禍で子どもたちの生活が普段とは大きく変わる中で、学校・家庭・地域が適切に連携し、社会全体で子どもの育ちや学びを支えていくことが極めて重要であると指摘されています。

学校においても、児童生徒指導上の課題への対応とともに、教師も多忙化している中で、地域の人材に学校の活動に協力していただいたり、地域の様々な物的資源を活用したりするなど社会との連携を進め「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を推進したいと考えております。

人権教育や特別支援教育、健康教育等においても、生涯学習社会構築の基盤となる内容ですので、学校教育と社会教育の両面からきめ細やかな取組が行えるよう、県教委や教育関係諸機関、役場内の他の部署との連携を密にし、充実を図ってまいります。

こうした状況の中、これからの社会は、デジタル化やデジタルトランスフォーメーションにも対応しつつ、未来を創り出す子どもたちの成長のために、学校のみならず地域住民や保護者等も含めたネットワークを形成し、一人ひとりが教育の当事者であるという意識を持って、社会総掛かりでの教育の実現を図ることが求められます。その際、大人も身近な地域のことにもっと関心を持って自発的に地域の活動に関わり、それによって

満足感を得られるような好循環を生み出していくような工夫も大切です。提言に示されていることは、まさに、町ぐるみ和木学園構想とマッチングしており、県内外からも注目されているところです。多様な主体が連携・協働していくためには、学校教育と社会教育の連携・協働が不可欠です。

地域の大人たちや企業・団体が、これまで以上に教育に関わりやすくするとともに、学校・地域の取組に保護者も積極的に参画することができるよう「町ぐるみ和木学園」の仕組みについても、**Society5.0** という超スマート社会やSDGsと呼ばれる持続可能な開発目標を意識して改善を図り、各種の事業を進めたいと考えております。

終わりにになりますが、今年は、明治5年の「学制」発布から150年という節目の年となります。きっと、150年前の和木においても学校設立の機運が高まり、その準備が始まったものと思われます。2年の時を経て、明治7年に小学校が開校いたしました。

「学制」発布から150年経った今、我が国では大きな教育改革が次々に進められております。この波を乗り越えなければと意を新たにしておりますので、今後とも教育行政へのご理解・ご協力、並びにご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。教育行政施政方針といたします。

貴重な時間、ありがとうございました。

議

長

日程第22 議案第12号 令和4年度和木町一般会計予算

日程第23 議案第13号 令和4年度和木町国民健康保険特別会計予算

日程第24 議案第14号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計予算

日程第25 議案第15号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計予算

日程第２６ 議案第１６号 令和４年度和木町介護保険特別
会計予算

日程第２７ 議案第１７号 令和４年度和木町後期高齢者医
療特別会計予算

以上６議案を町長の施政方針及び教育行政施政方針を議案
説明にかえ、議事進行上、一括して議題とします。

議 長 直ちに質疑に入ります。

議 長 町長施政方針及び教育行政施政方針並びに議案第１２号から
議案第１７号までの６議案について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

議 長 おはかりします。

議案第１２号から議案第１７号までの６議案については、議
長を除く９人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置
し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、議案第１２号から議案第１７号までの６議案に
ついては、議長を除く９人の委員をもって構成する、予算特別
委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しまし
た。

議長

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 １１時 ２７分

再 開 １１時 ４０分

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

議長

休憩中に行われました委員会において、委員長に上田丈二君、副委員長に上岡富士夫君が選任されましたのでご報告いたします。なお、委員長におかれましては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までにその結果を議長に報告していただきますようお願いいたします

議長

日程第２８ 議案第１８号 和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定同意について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長

議案第１８号 和木町地域活動支援センターの指定管理の指定同意についてご説明いたします。

和木町地域活動支援センターにつきましては、平成３１年４月から和木町社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っておりますが、本年３月末をもって、指定期間が満了となります。本議案は、本年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間の指定管理者として、社会福祉法人 和木町社会福祉協議会を指定することについて、和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第１８号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第29 議案第19号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第30 議案第20号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

日程第31 議案第21号 岩国地区消防組合規約の変更に関する協議について

以上、3議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

それでは、議案第19号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、ご説明いたします。本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、玖西環境衛生組合の解散に伴い、令和4年3月31日限りで、山口県市町総合事務組合から玖西環境衛生組合を脱退させるため、別表第1及び別表第2を改正し、山口県市町総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、町議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則において、この規約の変更は、令和4年4月1日から施行することとしています。

続いて、議案第20号 山口県市町総合事務組合の財産処分

についてご説明いたします。本議案は、玖西環境衛生組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議の上定めることについて、町議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第21号 岩国地区消防組合理約の変更に関する協議につきまして、岩国地区消防組合の分担金の負担割合を変更することに伴い、岩国地区消防組合理約の変更を行うことに関して、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議して定めることについて、同法第290条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

昭和48年に関係市町村で締結した岩国地区消防組合運営に関する協定書では、岩国地区消防組合の分担金の負担割合について、国勢調査が行われた翌年に変更の手続きをとることとなっており、この度、令和2年に行われた国勢調査の人口等に関する集計結果が公表されたことから、この結果に基づき、負担割合を変更しようとするものでございます。

まず、施設の整備に要する経費の算定方法につきましては、令和3年度の地方交付税の消防費基準財政需要額を基礎として算定をしております。その結果、消防本部施設の変更後の負担割合は岩国市92.33%、和木町7.67%となり、また、中央消防署東出張所施設につきましては、岩国市19.88%、和木町80.12%となっています。

なお、中央消防署、中央消防署東出張所以外の出張所及び機関員駐在所施設につきましては、その管轄区域の全域が岩国市であることから従来どおり岩国市が全額負担することとなっております。

次に、運営管理に要する経費の負担割合につきましては、施設の整備に要する経費と同様に消防費基準財政需要額を基礎として算定した上で、経常的な一般財源に占める消防組合負担金の割合を算定した結果、岩国市93.93%、和木町6.07%となっております。

なお、附則において、この規約の変更は令和4年4月1日か

ら施行することとしております。

以上で、議案第１９号から議案第２１号までの説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。

議長 議案第１９号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第２０号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第２１号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第３２ 発議第１号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について
これを議題とします。提出者の説明を求めます。
栗本詠子君。

栗本議員

発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

上記の議案を、別紙のとおり和木町議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年3月8日 提出者 和木町議会議員 栗本詠子、賛成者 和木町議会 森脇議員、小林議員、上岡議員、灰岡議員、中村議員、上田議員、嘉屋議員、津島議員

案文を読み上げまして、提出理由の説明とさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議案

去る2月24日、ロシアは、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの侵攻を開始した。そして、首都キエフへの攻撃を開始するなど、ウクライナ全土への軍事攻撃を行っている。今回のロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、戦後、築き上げられてきた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。このように、力を背景として一方的に現状を変更しようとする軍事侵攻は、国際法の重大な違反であり断じて容認することができない。

よって、本町議会は、国際秩序への挑戦とも言える今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるものである。また、政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請する。

以上、決議する。

議

長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議 長 発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 ウクライナの平和が早く訪れることを願ってやみません。

議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 11時 53分